

令和8年7月10日

一般社団法人 京都電業協会 御中

京都市都市計画局長  
〔 担当 都市企画部都市総務課 〕  
電話 075-222-3641

**中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について**

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、  
別添のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

なお、一両日中に、京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。

以上

令和 8 年 7 月 1 0 日  
京 都 市 都 市 計 画 局  
〔 担当：都市企画部都市総務課 〕  
〔 電話：2 2 2－3 6 4 1 〕

## 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、国土交通省の通知「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 6 月 1 6 日）を踏まえ、都市計画局においても、国の運用に準拠し、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象工事

都市計画局発注の全ての工事を対象とする。

ただし、土木工事標準積算基準により積算を行う工事については、建設局が定める「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 7 月 1 日）の例によるものとする。

#### 2 対象資材

ナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）とする。

#### 3 別途調達経費

調達検討資材の調達に際し、以下の①、②の場合における調達変更により、必要となる経費とする。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

#### 4 設計変更の流れ

- (1) 監督職員（発注者）は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。

なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、監督職員は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

- (2) 受注者は、調達検討資材の調達にあたり別途調達経費が必要となる場合は、事前に書面により監督職員と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、速やかに書面により協議するものとする。

- (3) 受注者は、調達検討資材を調達したときは、調達時期、購入数量、購入価格等を書面により監督職員に報告するとともに、実際の取引伝票、見積書、請求書等の証明書類を提出するものとする。
- (4) 監督職員は、上記(3)の報告、証明書類の提出があった場合には、その妥当性が確認された別途調達経費について設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

## 5 適用

本通知は、令和8年7月10日以降に設計を行う工事から適用する。

なお、令和8年7月9日以前に設計した工事（既契約工事を含む）については、受発注間で協議が整ったものから適用する。

国官技第 129 号  
国官総第 47 号  
国営管第 128 号  
国営計第 64 号  
国港技第 35 号  
国空予管第 325 号  
国空空技第 110 号  
国空交企第 89 号  
令和 8 年 6 月 16 日

|             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 大臣官房官庁営繕部   | 各 課 長     | 殿         |
| 各地方整備局      | 企 画 部 長   | 殿         |
|             | 営 繕 部 長   | 殿         |
|             | 港湾空港部長    | 殿         |
| 北海道開発局      | 事業振興部長    | 殿         |
|             | 営 繕 部 長   | 殿         |
|             | 港 湾 空 港 部 | 港湾建設課長 殿  |
|             |           | 空港・防災課長 殿 |
| 各地方航空局      | 総 務 部 長   | 殿         |
|             | 空 港 部 長   | 殿         |
|             | 保 安 部 長   | 殿         |
| 各航空交通管制部    | 次 長       | 殿         |
|             | 総務管理官     | 殿         |
| 国土技術政策総合研究所 | 企 画 部 長   | 殿         |
|             | 管理調整部長    | 殿         |

#### 国土交通省

大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
( 公 印 省 略 )

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材につい

て、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしたので通知する。

## 記

### 1. 対象工事

国土交通省直轄工事とする。

### 2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

### 3. 設計変更の流れ

- （１）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- （２）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。  
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
  - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
  - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
  - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- （３）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

### 4. 適用

本通知は、令和８年６月１６日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和８年６月１５日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

国 営 積 第 1 号  
国 営 建 技 第 2 号  
令和 8 年 6 月 16 日

大臣官房官庁営繕部 計画課営繕積算企画調整室長 殿  
大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室長 殿  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 整 備 課 長 殿  
技術・評価課長 殿  
関東地方整備局 営繕部 営繕技術管理課長 殿  
北海道開発局 営繕部 営繕品質調整官 殿  
技術・評価課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部  
営 繕 課 長 殿  
営繕監督保全室長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
計画課 営繕積算企画調整室長  
整備課 建築技術調整室長  
(公印省略)

**営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた  
設計変更について」の運用について**

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更については、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 6 月 16 日付け国官技第 129 号、国営管第 128 号、国営計第 64 号ほか。以下「課長通知」という。）により通知されたところである。

営繕工事における具体の運用については、別添のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

## 営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更について」の運用について

### 1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

### 2. 調達検討資材

調達検討資材は、課長通知に定める供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

営繕工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、課長通知の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

### 3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

- （１） 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- （２） 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

### 4. 手続き

- （１） 本運用の対象工事である旨を、以下のとおり契約方式に応じた書面に記載（電磁的記録を含む。）する。
  - ① 一般競争入札の場合：入札公告、入札説明書及び現場説明書
  - ② 工事希望型競争入札の場合：送付資料及び現場説明書
  - ③ ②以外の指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- （２） 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は設計図書に対象となる調達検討資材を別記１の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- （３） 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を監督職員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅

速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、設計者や入居官署等との協議など、通常的设计変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（別記1）発注時の設計図書における記載例

**第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更**

- 1. 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。
- 2. 調達検討資材は表一〇とする。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

| 資 材 名          | 仕様・規格 |
|----------------|-------|
| 塗料             |       |
| 防水材            |       |
| 断熱材            |       |
| 硬質ポリ塩化<br>ビニル管 |       |
| 構造用合板          |       |
|                |       |
|                |       |
|                |       |

（※工事の内容にあわせて、予定価格内訳書の記載の項目をもとに記載すること。）

- 3. 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。



ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。

5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### （別記2）設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 代替資材                  | 資材名 |
| 流通状況を踏まえた調達経費が別途必要な資材 | 資材名 |

※代替資材を調達した場合は、通常の設計変更と同様に設計図書に特記する。

## 5. 積算方法

### （1）設計変更を行う対象数量

- ・ 予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

### （2）設計変更に用いる材料単価

- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・ 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

### （3）別途調達経費の算出法

- ・ （2）で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に（1）の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- ・ 設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・ 材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

## 6. 適用

本通知は、令和 8 年 6 月 16 日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和 8 年 6 月 15 日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

## 様式1

### 調達検討資材に関する協議書

| 種別 | 資材名 | 仕様・規格 | 対象数量 | 購入時期<br>(○年○月) | 調達予定価格 | 中東情勢の影響 | 添付書類<br>番号 |
|----|-----|-------|------|----------------|--------|---------|------------|
|    |     |       |      |                |        |         |            |
|    |     |       |      |                |        |         |            |
|    |     |       |      |                |        |         |            |

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

## 様式2

### 調達検討資材に関する実施報告書

| 種別 | 資材名 | 仕様・規格 | 対象数量 | 購入時期<br>(○年○月) | 購入価格 | 証明書類 | 証明書類<br>番号 |
|----|-----|-------|------|----------------|------|------|------------|
|    |     |       |      |                |      |      |            |
|    |     |       |      |                |      |      |            |
|    |     |       |      |                |      |      |            |

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

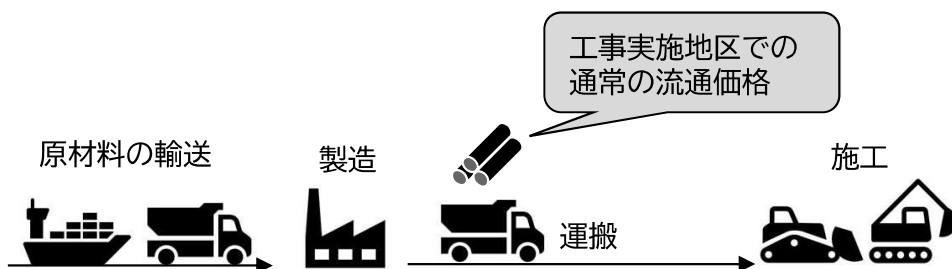
2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

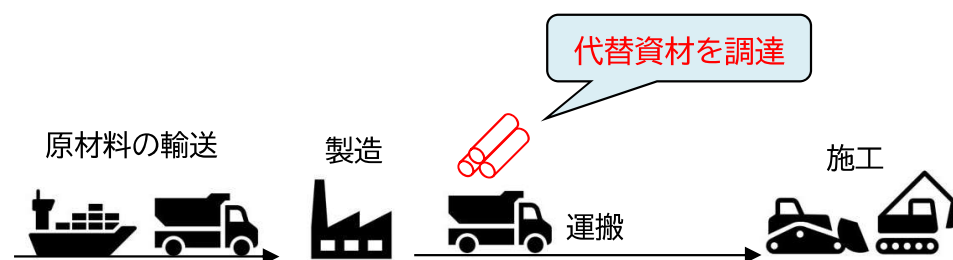
## 当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



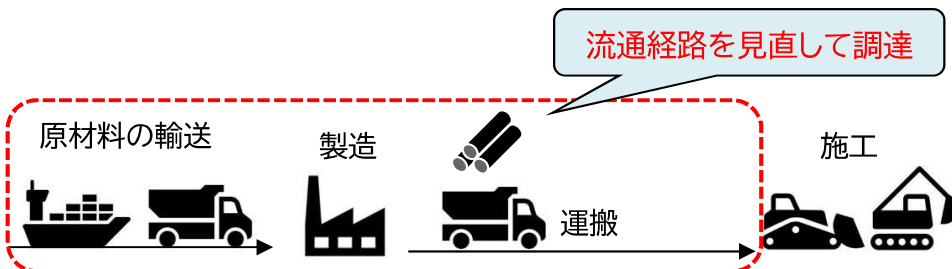
## 設計変更 (ケース①)

代替資材を調達  
→ 代替資材で設計変更



## 設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達  
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



## 設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達  
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)  
→ 実際の調達価格で設計変更

